

令和6年度

# 収用委員会事業概要

令和6年6月

# 目 次

1	収用委員会の概要	1
2	収用委員会委員及び予備委員名簿	4
3	収用委員会事務局	5
4	収用委員会の活動	6
5	令和6年度当初予算	8
6	収用手続きの流れ	9
7	土地収用法（抜粋）	14

# 1 収用委員会の概要

## (1) 土地収用制度

道路、公園、下水道等の公共の利益となる事業を施行する起業者は、事業のために土地を必要とする場合、通常、土地所有者等の権利者と任意による契約を締結する。しかし、権利者が補償金の額に不満であるとき、土地の所有権に争いがあるときなど、起業者は任意契約を締結できない場合がある。

そこで、憲法第 29 条第 3 項の規定に基づき、正当な補償の下に、起業者が事業に必要な土地を収用又は使用できるよう、土地収用制度が設けられている。また、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）において、土地の収用又は使用の要件・手続や損失の補償等が定められている。

日本国憲法  
第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。  
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。  
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

## (2) 収用委員会の設置

収用委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 2 項及び土地収用法（以下「法」という。）第 51 条の規定に基づき、都道府県に設置される行政委員会であり、公共の利益増進と私有財産との調整を図るため、知事から独立して権限を行使する準司法的機関である。

## (3) 収用委員会の組織

### ア 構成

収用委員会は、委員 7 人をもって組織する（法第 52 条第 1 項）。このほか、2 人の予備委員が置かれている（法第 52 条第 2 項）。委員に欠員が生じたときは、予備委員のうちの先順位者が就任する（法第 53 条第 2 項）。

### イ 委員及び予備委員

委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県議会の同意を得て、都道府県知事が任命する（法第 52 条第 3 項）。

委員及び予備委員の任期は 3 年である（法第 53 条第 1 項）。ただし、委員及び予備委員は再任されることができる（法第 53 条第 4 項）。

## ウ 会長

収用委員会には会長が置かれる（法第 56 条第 1 項）。会長は、委員が互選する（法第 56 条第 2 項）。また、会長は、収用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する（法第 56 条第 3 項）。

## （４）収用委員会の権限

収用委員会は、以下の権限を行使する。

### ア 権利取得裁決（法第 48 条）

〈裁決事項（法第 48 条第 1 項）〉

- ・収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- ・土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- ・権利取得の時期 等

### イ 明渡裁決（第 49 条）

〈裁決事項（法第 49 条第 1 項）〉

- ・明渡しに係る損失の補償
- ・明渡しの期限 等

### ウ 和解の勧告及び和解調書の作成（法第 50 条）

裁決申請後に、収用委員会は起業者、土地所有者及び関係人に対して和解を勧めることができる。和解がととのった場合、当事者の申請により、収用委員会は和解調書を作成することができる。和解調書が作成されたときは、権利取得裁決又は明渡裁決があったものとみなされる。

### エ 協議の確認（法第 118 条）

事業認定の告示日以後裁決申請までの間、起業者、土地所有者及び関係人の中で協議が成立したときは、起業者は収用委員会に協議の確認を申請できる（法第 116 条）。確認の申請が要件を満たしている場合、収用委員会は確認申請書の記載事項について確認をしなければならない。確認があったときは、権利取得裁決又は明渡裁決があったものとみなされる（法第 121 条）。

### オ 損失の補償の裁決（法第 94 条及び第 124 条）

〈裁決事項（法第 94 条第 8 項）〉

- ・損失の補償
- ・補償をすべき時期

カ その他

- a 土地の緊急使用の許可（法第 123 条）
- b あっせん委員及び仲裁委員の推薦（法第 15 条の 3 及び第 15 条の 8）
- c 損失補償等に関する意見の陳述（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 13 条第 4 項及び第 32 条第 4 項、河川法第 42 条第 4 項 等）

## 2 収用委員会委員及び予備委員名簿

(令和6年6月1日現在)

職名	氏名	区分	任期満了 年月日	職業
会長	はら だ かず あき 原 田 一 明	法律	R7. 11. 30	立教大学法学部教授
委員	くわ はら やす たか 桑 原 康 孝	法律	R8. 6. 16	弁護士
委員	の ろ よし こ 野 呂 芳 子	法律	R8. 12. 24	弁護士
委員	い ざわ かず み 伊 澤 一 美	法律	R7. 11. 30	弁護士
委員	しば た なお こ 柴 田 直 子	法律	R8. 6. 16	神奈川大学法学部教授
委員	おお はし まさ よし 大 橋 政 善	経済	R8. 6. 16	不動産鑑定士
委員	よこ みぞ ひろ ゆき 横 溝 博 之	行政	R8. 6. 16	(公財)神奈川県公園協会理事 会長
予備委員	こ ばやし かず ひさ 小 林 一 寿	経済	R8. 6. 16	不動産鑑定士
予備委員	欠	—	—	—

### 3 収用委員会事務局

#### (1) 概要

収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に必要な職員を置くこととされている（法第 58 条第 1 項）。

収用委員会の事務は、昭和 26 年 12 月 1 日に神奈川県収用委員会が設置されて以来、土木部土木総務室において行っていたが、事務処理体制の強化を図るため、昭和 50 年 1 月 1 日に、神奈川県収用委員会事務局設置規則（昭和 49 年神奈川県規則第 118 号）により事務局が設置された。

#### (2) 職員の配置状況

区分	事務局長	事務局長代理	主幹	副主幹	主任主事	主事	事務補助員	計
職員数	1	1	1	1	1	1	1	7

#### (3) 分掌事務

- ア 収用委員会の会議に関すること。
- イ 収用等事件の処理に関すること。
- ウ 収用委員会関係諸規程の制定・改廃に関すること。
- エ 収用等事件に係る審査請求及び訴訟に関すること。
- オ 予算及び決算に関すること。
- カ 公印の保管に関すること。
- キ 収用委員会の庶務に関すること。

## 4 収用委員会の活動

### (1) 取扱件数等の状況

(単位：件)

年度	申請 件数	取扱 件数	処 理 件 数					繰越 件数	摘 要 (裁決の内訳)
			裁決	和解	確認	取下	計		
元	7	11	3	0	0	6	9	2	権利取得裁決 1件 明渡裁決 1件 損失補償裁決 1件
2	3	5	2	0	1	0	3	2	権利取得裁決 1件 明渡裁決 1件
3	2	4	2	0	0	0	2	2	権利取得裁決 1件 明渡裁決 1件
4	8	10	2	0	0	2	4	6	権利取得裁決 1件 明渡裁決 1件
5	7	13	2	0	0	5	7	6	権利取得裁決 1件 明渡裁決 1件

### (2) 委員会開催状況

(単位：回)

年度	開催日数	審 理 等 実 施 状 況				
		審 理	会 議	調 査	そ の 他	計
元	26日	2	24	3	1	30
2	13日	1	13	1	0	15
3	21日	1	19	1	1	22
4	20日	2	16	3	1	22
5	20日	4	18	3	1	26

### (3) 令和5年度収用等事件処理状況

(単位：件)

区 分	前年度 繰 越	当年度 申 請	計	当年度処理状況					翌年度 へ 繰 越
				裁決	和解	確認	取下	計	
権利取得裁決申請	3	3	6	1	0	-	2	3	3
明渡裁決申立	3	3	6	1	0	-	2	3	3
損失補償裁決申請	0	1	1	0	0	-	1	1	0
協議の確認申請	0	0	0	-	-	0	0	0	0
計	6	7	13	2	0	0	5	7	6

(4) 令和5年度事業別、起業者別取扱件数及び処理内容

(単位：件、回)

事件番号	事業名	起業者名	申請の状況				審理等		当年度処理				翌年度繰越		
			権利取得	明渡裁決	補償裁決	協議確認計	現地調査	審理	裁決	和解	確認	取下		計	
28収第4号事件	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事	国土交通大臣 東日本高速道路(株)	1	1		2			2				2		
令4収第2号事件	横浜国際港都建設道路事業3・6・5号保土ヶ谷二俣川線（本宿地区）	横浜市	1	1		2		1					2	2	
令4収第3号事件	横浜国際港都建設道路事業3・4・12号鴨居上飯田線（さちが丘地区）	横浜市	1	1		2	1	1						2	
令5収第1号事件	一般国道409号市ノ坪工区道路改良事業	川崎市	1	1		2	1	1						2	
令5収第2号事件	一般国道409号市ノ坪工区道路改良事業	川崎市	1	1		2	1	1						2	
令5収第3号事件	横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第7号相鉄・東急直通線	(独法)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	1		2							2	2	
令5収第4号事件	横須賀市若松町1丁目地区の第一種市街地再開発事業	若松町1丁目地区市街地再開発組合			1	1							1	1	
合 計			6	6	1	13	3	4	2				5	7	6

## 5 令和6年度当初予算

収用委員会の令和6年度当初予算は、収用委員会及び事務局の運営に要する経費で、その内訳は次のとおりである。

### (1) 歳入

(単位 千円)

科				目	当初予算額
款	項	目	節	細節	
分担金及び負担金					654
	負担金				654
		土木費負担金			654
			土木管理費負担金		654
				土地収用鑑定料負担金	654
使用料及び手数料					1,628
	証紙収入				1,628
		証紙収入			1,628
			証紙収入		1,628
				土地収用手数料	1,628
歳入合計					2,282

### (2) 歳出

(単位 千円)

科				目	当初予算額
款	項	目	事業名		
土木費					13,310
	土木管理費				13,310
		土木総務費			13,310
			収用委員会費		13,310
歳出合計					13,310

## 6 収用手続の流れ

収用手続は、国土交通大臣又は都道府県知事が行う事業認定の手續と、収用委員会が行う収用裁決の手續からなる。事業認定は主として事業の公益性の認定であり、収用裁決は主として補償金額の確定である。

収用委員会は、起業者から権利取得裁決の申請及び明渡裁決の申立てがあった場合、これを受理し、審理・調査をして、裁決する。

なお、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）上の都市計画事業については、事業認定は行わず、同法第 59 条の規定による認可又は承認をもって事業認定に代えるものとされている。

**（収用手続の流れの全体図 ➡ 別図（12～13 ページ））**

### （1）受理に伴う手續

- ① 起業者は、事業認定の告示があった後、収用委員会に土地の所有権の取得等を行うための権利取得裁決の申請（法第 39 条第 1 項）と、土地の明渡しを求める明渡裁決の申立て（法第 47 条の 3 第 1 項）を行う。
- ② 収用委員会は、起業者から提出された裁決申請書（法第 40 条第 1 項）及び明渡裁決申立書（法第 47 条の 3 第 1 項）について、法定要件を具備しているときは受理する。
- ③ 収用委員会は、書類の写しを市区町村長あて送付するとともに、申請又は申立てがあった旨を土地所有者及び関係人（借地人や建物の借家人など、収用の対象となっている土地又はその土地上の物件について、土地の所有権以外の権利を持っている人）に通知する（法第 42 条第 1 項・第 47 条の 4 第 1 項）。
- ④ 市区町村長は、申請又は申立てがあった旨を公告するとともに、送付された書類を 2 週間公衆の縦覧に供し、公告の日を収用委員会に報告する（法第 42 条第 2 項、第 3 項・第 47 条の 4 第 2 項）。
- ⑤ 土地所有者及び関係人は、④の縦覧期間内に、書類に記載されている事項について収用委員会に意見書を提出することができる（法第 43 条第 1 項・第 47 条の 4 第 2 項）。なお、準関係人（仮処分者、利害関係人）は、審理が終結するまで、損失補償に関して意見書を提出することができる（法第 43 条第 2 項）。

### （2）裁決手續の開始

- ① 収用委員会は、（1）④の縦覧期間経過後、遅滞なく、裁決手續開始決定に伴う一連の手續（裁決手續開始の決定・公告、起業者への通知、裁決手續開始の登記

の囑託)を行う(法第45条の2、土地収用法施行令第1条の9)。

- ② 当該申請地及びその土地に関する権利について裁決手続開始の登記がされると、権利者が固定され、相続等の一般承継を除き、新たな権利者は起業者に対抗し得なくなる(法第45条の3)。

### (3) 補償金の支払請求

- ① 土地所有者又は関係人は、事業認定の告示後はいつでも裁決申請の請求と補償金の支払請求を行うことができる(第46条の2)。
- ② 起業者は、裁決申請の請求を受けた日から2週間以内に収用委員会に裁決の申請をすることが求められ(法第90条の4)、また、補償金の支払請求を受けたときは、2か月以内又は裁決手続開始の登記の日から1週間以内に、自己の見積りによる補償金を支払わなければならない(法第46条の4第1項)。

これは、土地の価格が事業認定の告示の時点における価格に固定される(法第71条)ことによる影響を緩和し、被収用者が土地に関する補償金を早期に取得できる制度である。

なお、土地所有者又は関係人から裁決申請の請求があったときには、起業者は、添付書類の一部を省略するなど、簡易な方法により裁決申請をすることが許されている(法第44条第1項)。

### (4) 審理

- ① 収用委員会は、(1)④の縦覧期間経過後、遅滞なく、審理を開始しなければならない(法第46条第1項)。審理は、会長又は指名委員の指揮のもとに(法第64条)、原則として公開して行われる(法第62条)。収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、土地所有者及び関係人(以下「当事者」という。)並びに準関係人に、あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない(法第46条第2項)。
- ② 当事者は、審理において、意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる(法第63条第1項、第2項)。ただし、当事者は、事業の認定に対する不服等、審理と関係のない事項を意見書に記載することができず、また、口頭で意見を述べるできない(法第63条第3項)。

このほか、当事者は、主張の内容を証明するために、収用委員会に対して、資料の提出、参考人の審問、鑑定人による鑑定又は現地調査の実施等を申し立てることができる(法第63条第4項)。収用委員会は、それらの申立てが相当であると認めるとき又は審理・調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し意見書・資料の提出を命じ、鑑定人に鑑定を行わせ、又は現地において土地・物件

調査を行うことができる（法第 65 条）。

なお、共同の利益を有する多数の土地所有者又は関係人は、その中から、代表当事者を三人以内で選定し、その代表当事者が多数の者を代表して審理手続に参加する制度が設けられている（法第 65 条の 2）。

## （5）裁決

- ① 審理が十分尽くされると結審となり、収用委員会は、権利取得裁決（法第 48 条）及び明渡裁決（法第 49 条）を行う。なお、裁決の会議は公開されない（法第 66 条第 1 項）。
- ② 裁決の後、収用委員会は、裁決書の正本を当事者に送達する（法第 66 条第 3 項）。

## （6）和解及び協議の確認

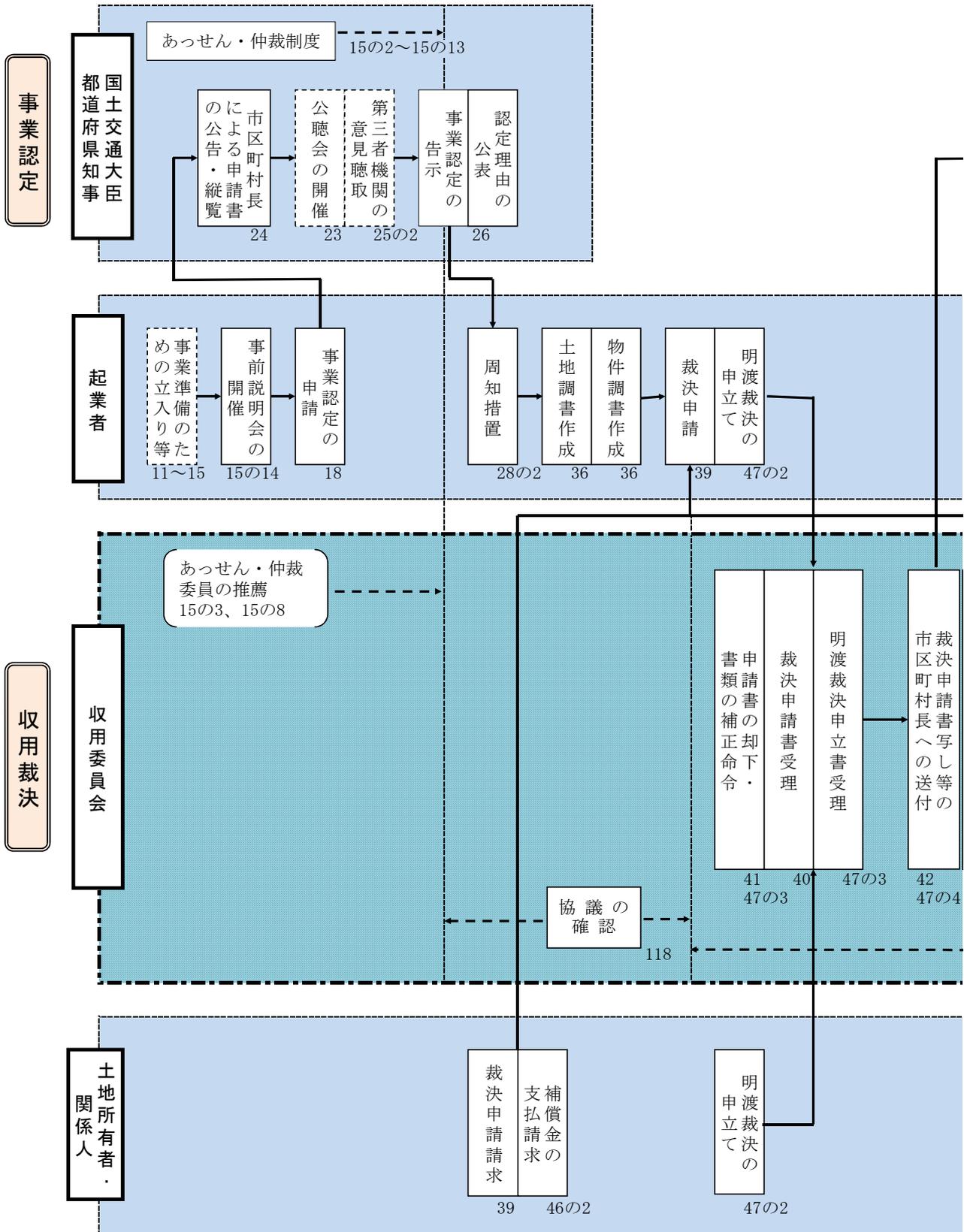
### ア 和解

- ① 収用委員会は、審理の途中において、何時でも当事者に和解を勧めることができる（法第 50 条第 1 項）。
- ② 当事者全員の間には各々の裁決事項について和解がととのい、その内容が法第 7 章（収用又は使用の効果）の規定に適合するときは、収用委員会は、当事者の申請により和解調書を作成することができる（法第 50 条第 2 項）。
- ③ 和解調書が作成されると、法上の裁決があったものとみなされ、当事者は和解の成立及び内容を争うことはできない（法第 50 条第 5 項）。

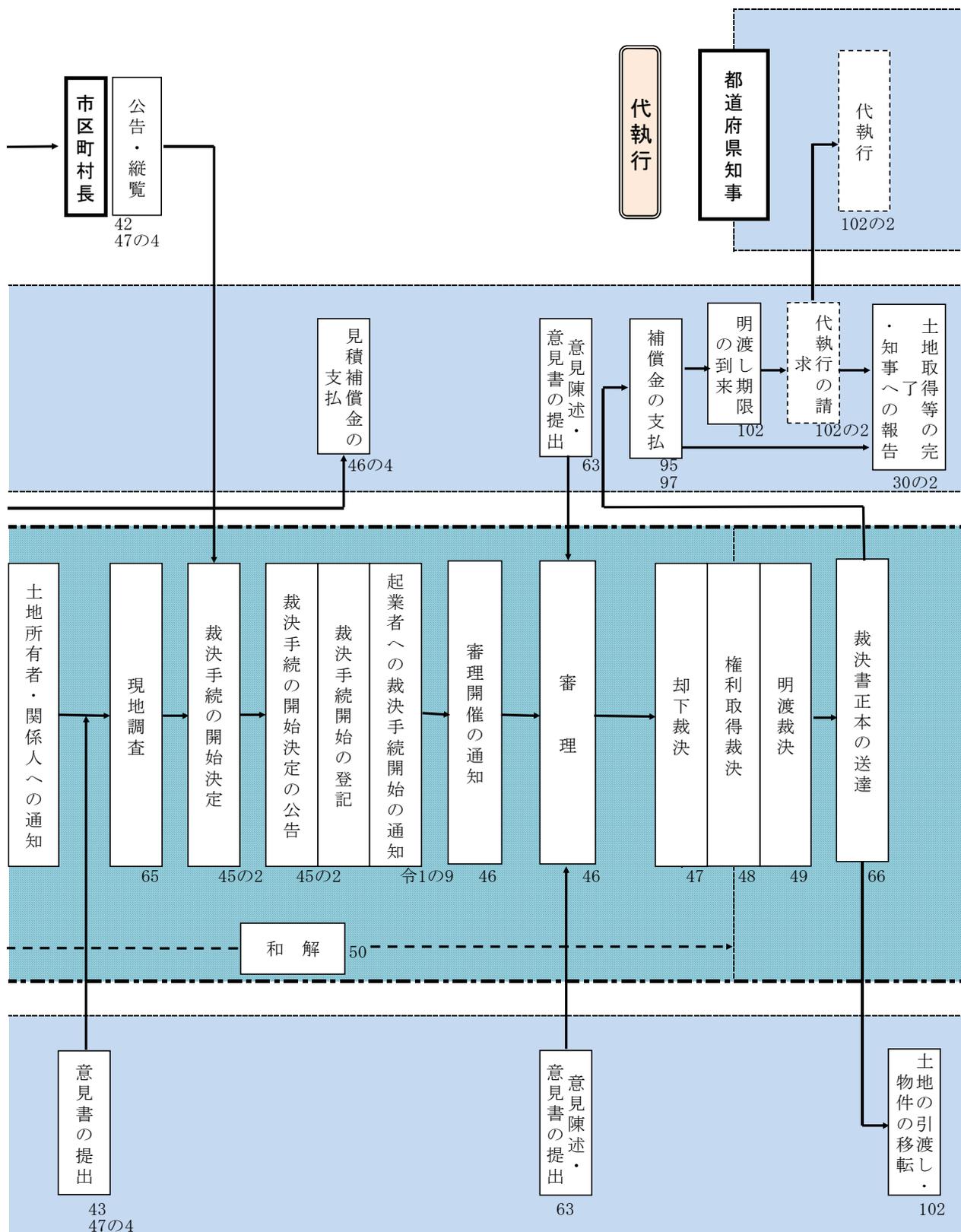
### イ 協議の確認

- ① 事業認定の告示日以降で権利取得裁決の申請の前に限り、当事者間で協議が成立したときは、土地所有者及び関係人の全員の同意を得て、起業者は収用委員会に協議の確認を申請することができる（法第 116 条）。
- ② 協議の確認の申請が要件を満たしている場合、収用委員会は確認申請書の記載事項（協議が成立した土地の所在等）について確認をしなければならない（法第 118 条）。
- ③ 収用委員会による協議の確認が行われたときは、法上の裁決があったものとみなされ、当事者は協議の成立及び内容を争うことはできない（法第 121 条）。

# 別図 収用手続の流れ



※図中の数字は土地収用法の条文を示す。



## 7 土地収用法（抜粋）

〔昭和26年6月9日〕  
法律第219号

### 第5章 収用委員会

#### 第1節 組織及び権限

（設置）

**第51条** この法律に基く権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置する。

2 収用委員会は、独立してその職権を行う。

（組織及び委員）

**第52条** 収用委員会は、委員7人をもって組織する。

2 収用委員会には、就任の順位を定めて、2人以上の予備委員を置かなければならない。

3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

5 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第3項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。

6 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならない。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

7 委員及び予備委員は、非常勤とする。ただし、政令で定める都道府県の収用委員会の委員は政令で定めるところにより、常勤とすることができる。

（委員の任期）

**第53条** 委員及び予備委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び予備委員は、再任されることができる。

（委員の欠格条項）

**第54条** 次の各号のいずれかに該当する者は、委員及び予備委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（身分保障）

**第55条** 委員及び予備委員は、左の各号の1に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

(1) 収用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

(2) 収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められ

たとき。

2 委員及び予備委員が前項各号の1に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員が前条各号の1に該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(会長)

**第56条** 収用委員会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が互選する。

3 会長は、収用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(給与)

**第57条** 委員及び予備委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受ける。

(収用委員会の事務の整理)

**第58条** 収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから会長の同意を得て任命する。

3 都道府県知事は、第1項の規定にかかわらず、その定める当該都道府県の内部組織において収用委員会の事務を整理させることができる。

(抗告訴訟等の取扱い)

**第58条の2** 収用委員会は、収用委員会の処分（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）又は第64条の規定により会長若しくは第60条の2第2項に規定する指名委員がする処分に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

(収用委員会の運営)

**第59条** この法律又はこの法律に基く条例に規定する事項を除くの外、収用委員会の会議その他運営に必要な事項は、収用委員会が定める。

## 第2節 会議及び審理

(会議及び議決)

**第60条** 収用委員会の会議は、会長が召集する。

2 収用委員会は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 収用委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 収用委員会が第55条第1項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(収用委員会の事務の委任)

**第60条の2** 収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。

2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）は、必要があると認めるときは、第65条第1項第3号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行わせることができる。

(委員の除斥)

**第 61 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

(1) 起業者、土地所有者及び関係人

(2) 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人及び補助人

(3) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該株式会社の取締役、執行役及び監査役、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員及び業務を執行する有限責任社員、当該合同会社の業務を執行する社員その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者

2 委員のうち1人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、予備委員が就任の順位に従って、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

(審理の公開)

**第 62 条** 収用委員会の審理は、公開しなければならない。但し、収用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(意見を述べる権利等)

**第 63 条** 起業者、土地所有者及び関係人は、第 40 条第 1 項の規定によって提出された裁決申請書の添付書類又は第 43 条第 1 項の規定によって提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第 65 条第 1 項第 1 号の規定によって意見書の提出を命ぜられた場合又は第 2 項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べるができる。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であって、収用委員会の審理と関係がないものを前 2 項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるができない。

4 起業者、土地所有者及び関係人は、第 40 条第 1 項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第 43 条第 1 項の規定による意見書により申し立てた事項又は第 1 項若しくは第 2 項の規定によって意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てることができる。

5 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において収用委員会が第 65 条第 1 項の規定による処分によって出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てることができる。

(会長又は指名委員の審理指揮権)

**第 64 条** 収用委員会の審理の手続は、会長又は指名委員が指揮する。

2 会長又は指名委員は、起業者、土地所有者及び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でないとき認めるときは、これを制限することができる。

3 会長又は指名委員は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しては、退場を命ずることができる。

(審理又は調査のための権限等)

**第 65 条** 収用委員会は、第 63 条第 4 項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。

(2) 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

(3) 現地について土地又は物件を調査すること。

2 前項第 2 号の規定によって鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の価格を鑑定させるときは、当該鑑定人のうち少なくとも 1 人は、不動産鑑定士でなければならない。

3 第 60 条の 2 の規定によって委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときは、これを示さなければならない。

4 前項に規定する証票の様式は、国土交通省令で定める。

5 第 1 項第 2 号の規定による鑑定人は、第 61 条第 1 項各号の 1 に該当する者であってはならない。

6 第 1 項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、条例に定めるところにより、旅費及び手当を給する。

(代表当事者)

**第 65 条の 2** 共同の利益を有する多数の土地所有者又は関係人は、その中から、全員のために収用委員会の審理において当事者となるべき者（以下「代表当事者」という。）を 3 人以内で選定することができる。

2 代表当事者を選定した土地所有者又は関係人（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第 1 項の規定による選定並びに前項の規定による選定の取消し及び変更は、書面をもって証明しなければならない。

4 代表当事者は、各自、他の選定者のために、収用委員会の審理に関する一切の行為をすることができる。

5 代表当事者が選定されたときは、代表当事者を除く選定者は、代表当事者を通じてのみ、前項に規定する行為をすることができる。

6 選定者に対する収用委員会の通知その他の行為は、2 人以上の代表当事者が選定されている場合においても、1 人の代表当事者に対してすれば足りる。

7 収用委員会は、共同の利益を有する土地所有者又は関係人が著しく多数である場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、当該土地所有者又は関係人に対し、第 1 項の規定により代表当事者を選定すべきことを勧告することができる。

(裁決の会議等)

**第 66 条** 収用委員会の裁決の会議は、公開しない。

2 裁決は、文書によって行う。裁決書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

3 裁決書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。